

1 国民健康保険

国民健康保険税(保険税)

●納税通知書の送付

令和4年度の国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に7月中旬に送付します。

本年の税率と最高限度額の基準は、6月広報でお知らせしましたとおり変更されましたが、軽減措置の基準については昨年度と変更ありません。

●保険税の納期

1 期	8/1
2 期	8/31
3 期	9/30
4 期	10/31
5 期	11/30
6 期	12/26
7 期	1/31
8 期	2/28
9 期	3/31

※保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。振替口座は、市内に支店のある銀行等の口座が利用可能です。

①国保医療課、税務課または収納課窓口にお持ちいただくか、②金融機関窓口に通帳使用印をお持ちいただくことで、振替手続きができます。

※特別徴収(年金からの天引き納付)の場合は、偶数月に支給年金から天引きされます。

●保険税の減免

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が著しく困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどは、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

【臨時特例措置】

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたなどの場合、申請により減免を受けることができます。減免の対象となる世帯は次のとおりです。

- ①主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の事業収入等(事業、不動産、山林または給与収入)の減少が見込まれ、次の要件のいずれにも該当する世帯

・主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上であること

・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下であること
・主たる生計維持者の減少額が前年の所得の合計額が400万円以下であること

※減免の対象となる国民健康保険税は、

令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。詳細は市HPまたは、お問合せください。

国民健康保険被保険者証の更新

8月1日に被保険者証が更新されます(有効期限は7月31日です)。

7月15日以降から7月末頃までの間に、被保険者証を世帯ごとに郵送します。

●被保険者証の色と配達方法

現在お使いの被保険者証(若竹色)の有効期限は7月31日です。8月1日から新しい被保険者証(藤色)は、特定記録郵便で郵送します。なお、7月末頃までに被保険者証がお手元に届かない場合は、国保医療課へお問合せください。

●70歳以上75歳未満の方の被保険者証

これまで70歳から74歳までの被保険者様には、保険証と併せて「負担割合(一部負担金の割合)」を記載した「高齢受給者証」を交付してまいりました。

令和3年8月の保険証一斉更新時から、保険証と高齢受給者証を一体化し「被保険者証兼高齢受給者証」を交付いたします。証に「負担割合(一部負担金の割合)」が記載されるようになりますので、医療機関へ「被保険者証兼高齢受給者証」のみ提示ください。

保険税に関する問合せ先…税務課 ☎8712
被保険者証に関する問合せ先…国保医療課 ☎8721

【限度額適用認定証】の申請

●限度額適用認定証の更新

限度額適用認定証の提示により、入院時の医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。有効期限は7月31日となっていますので、引き続き利用される方や、新たに希望される方は申請してください。(※所得の区分によっては証が交付されない世帯もありますので、詳細はお問合せください。)

申請時期…7月4日(月)以降随時
申請場所…国保医療課国民健康保険係
必要なもの…被保険者証

国民健康保険財政の健全化のためにご協力を!

- ・病気の早期発見・予防のため、年に一回、特定健診やがん検診を受けましょう
- ・かかりつけ医に相談の上、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください
- ・医療機関や薬局に行く際はお薬手帳をお忘れなく
- ・診療時間内受診にご協力ください

令和4年度 各種 保険のお知らせ

2 後期高齢者医療保険

●保険料額を通知

令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料率や軽減制度については、6月広報で、ご確認ください。

災害で大きな損害を受けたときや所得の著しい減少があったとき、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合があります。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったとき、または給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかにおいて一定程度減少が見込まれるときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

●新しい被保険者証を送付

被保険者証と有効期限…被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に簡易書留郵便で新しい被保険者証を送付します。今回送付する被保険者証の有効期限は「令和4年9月30日まで」です。令和4年10月1日以降の被保険者証は9月中旬頃に送付します。医療費の一部負担金の割合…令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の一部負担金の割合が見直され、現行の「1割」「3割」に、新たに「2割」が追加されます。同一世帯に住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方で、

3 介護保険

65歳以上の方の介護保険料は、基準額をもとに世帯の課税状況や所得等に応じて決定されます。基準額は3年ごとに見直され、今年度の基準額は昨年度と同じです。

保険料基準額

6300円(月額)×12カ月＝7万5600円(年間)

実際に負担することになる保険料額は、所得等に応じて第1段階(基準額×0.3)から第11段階(基準額×2.0)までの11段階に分けて決定されます。(第1、

2、3段階の介護保険料は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、保険料軽減強化が行われています。7月中旬に令和4年度介護保険料決定通知書を送付しますので、詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

また、今年度より納付書の支払い方法に、一部のアプリ決済が利用できるようになります。詳しくは納付書裏面をご確認ください。問合せ先…長寿介護課 ☎8788

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の理由により次の要件を満たす場合は、申請により第一号被保険者の介護保険料が免除または減額されます。

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第一号被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第一号被保険者
- ・事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。